

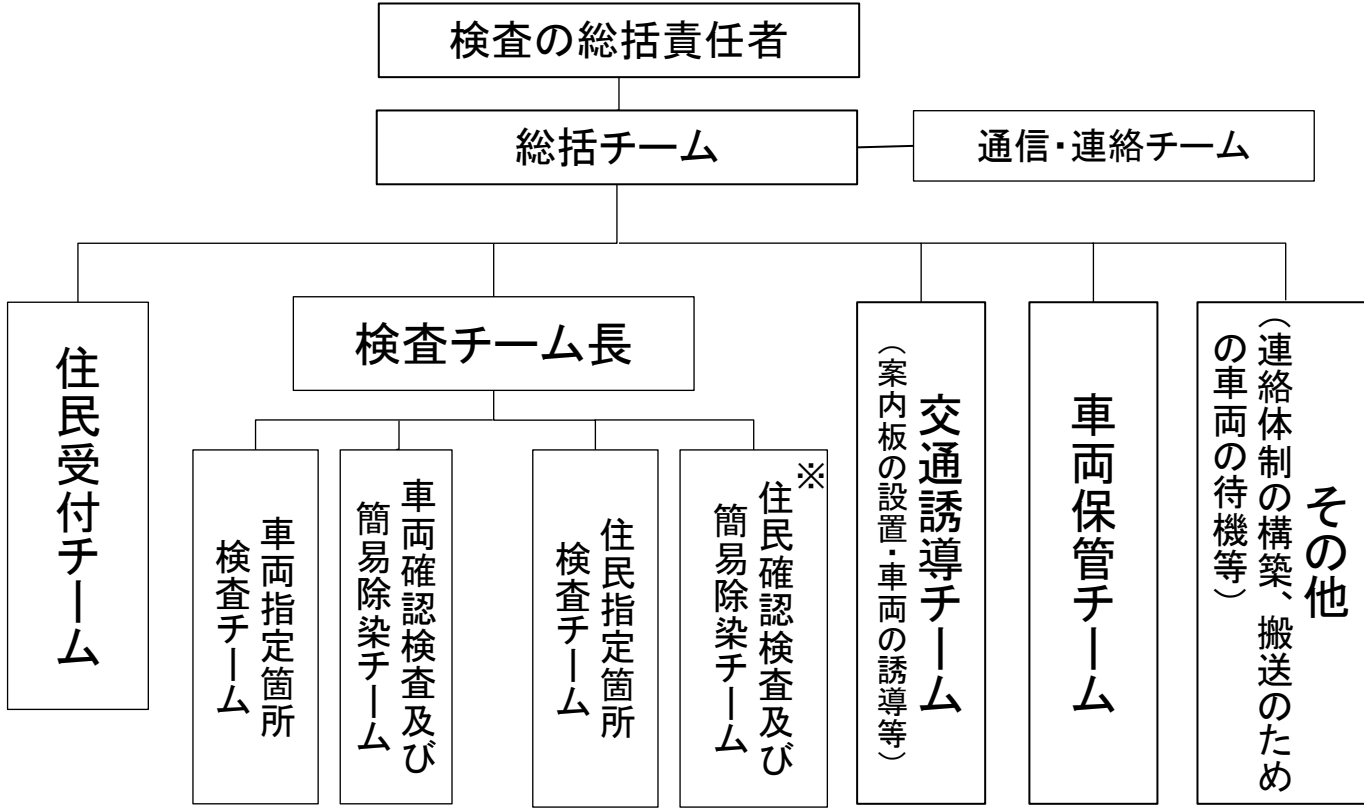




# 避難退域時検査場所の運営体制

- 福井県、滋賀県、岐阜県及び原子力事業者は、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査場所において住民等の検査及び検査結果に応じて簡易除染を実施。
- 関西電力(株)は、他の原子力事業者の支援を受け、備蓄資機材を活用し、800人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。  
※平成28年8月、高浜地域における内閣府・3府県及び関西広域連合との合同原子力防災訓練において、発災原子力事業者(関西電力(株))だけでなく、他事業者(西日本5社相互協力協定)との連携確認として、北陸、中国、四国、九州電力から避難退域時検査場所(あやべ球場)に要員を派遣。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む。



# 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



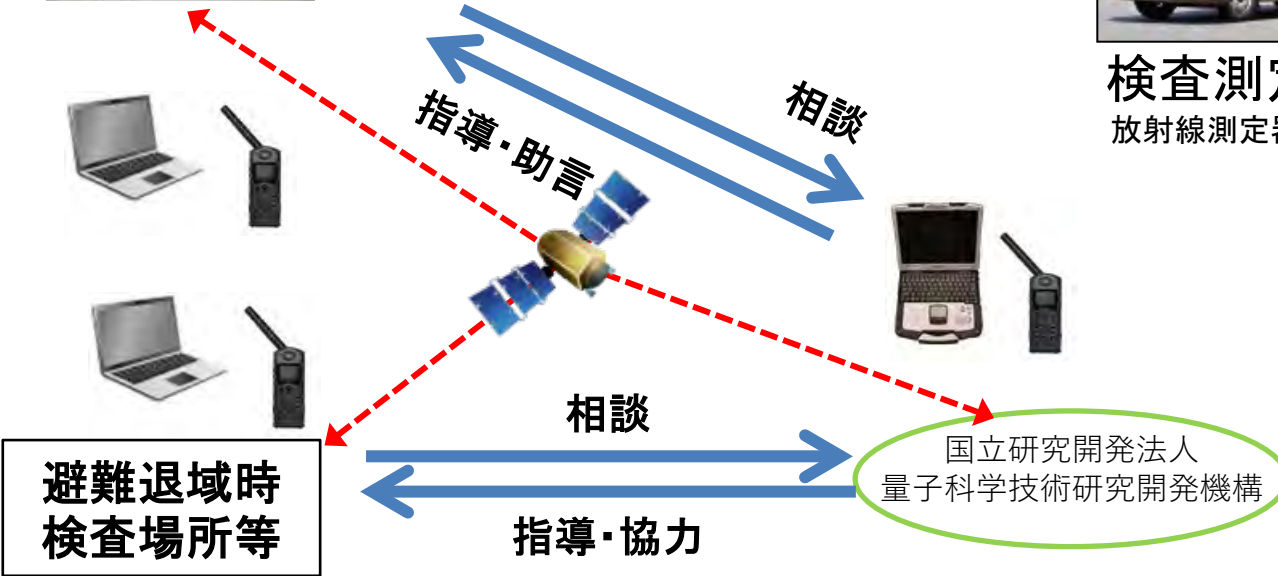
**支援車 (1台)**  
現場指揮、  
資機材・人員搬送



**検査測定車 (1台)**  
放射線測定器搬送



**大型救急車 (1台)**  
患者搬送



2011.03 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時におけるOFC(大熊町)での活動



# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制

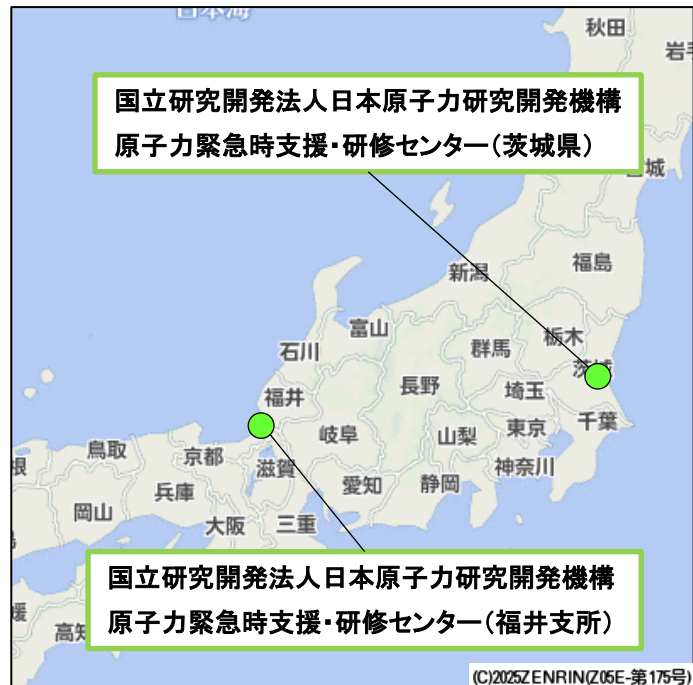
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城県）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材(80台)



移動式体表面測定車(2台)



モニタリング車(2台)



移動式全身測定車(2台)

※2011.3 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時における国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動。



作業員の内部被ばく測定



緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

# 福井県の原子力災害時における医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



**高度被ばく医療支援センター※**  
 【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人福井大学、国立大学法人広島大学等】

**原子力災害医療・総合支援センター※**  
 【国立大学法人広島大学】 ※国が指定

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

← 支援

**原子力災害拠点病院 ※県が指定**  
 【3医療機関(福井県立病院、福井大学医学部附属病院、福井赤十字病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

← 協力

**原子力災害医療協力機関 ※県に登録**  
 【12医療機関(杉田玄白記念公立小浜病院、若狭高浜病院、若狭町国民健康保険上中診療所等)・3団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。



- (凡例)
- : 原子力災害拠点病院
  - : 原子力災害医療協力機関 (医療機関のみ)

# 滋賀県の原子力災害時における医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



**高度被ばく医療支援センター※**  
 【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人福井大学、国立大学法人広島大学等】

**原子力災害医療・総合支援センター※**  
 【国立大学法人広島大学】 ※国が指定

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

**原子力災害拠点病院 ※県が指定**  
 【3医療機関(長浜赤十字病院、大津赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

**原子力災害医療協力機関 ※県に登録**  
 【10医療機関(市立大津市民病院、社会医療法人誠光会淡海医療センター、済生会滋賀県病院等)・5団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

国立大学法人福井大学

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

国立大学法人広島大学

# 岐阜県の原子力災害時における医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



**高度被ばく医療支援センター※**  
 【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人福井大学、国立大学法人広島大学等】

**原子力災害医療・総合支援センター※**  
 【国立大学法人広島大学】 ※国が指定

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

支援

**原子力災害拠点病院 ※県が指定**  
 【1医療機関(岐阜大学医学部附属病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

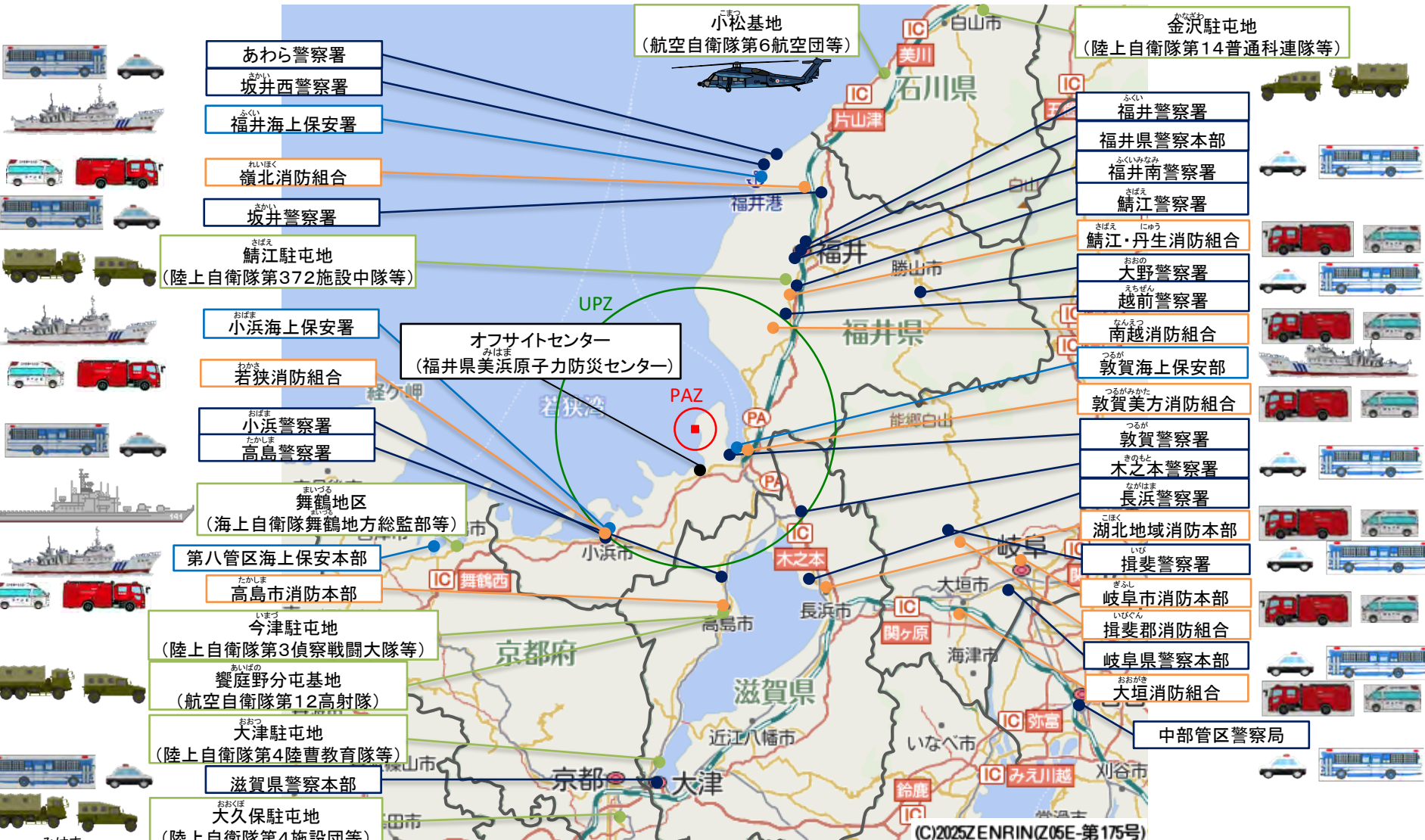
**原子力災害医療協力機関 ※県に登録**  
 【3医療機関(大垣市民病院、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、日本赤十字社岐阜赤十字病院)・5団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

# 11. 国の実動組織の支援体制

# 美浜地域周辺の主な実動組織の所在状況

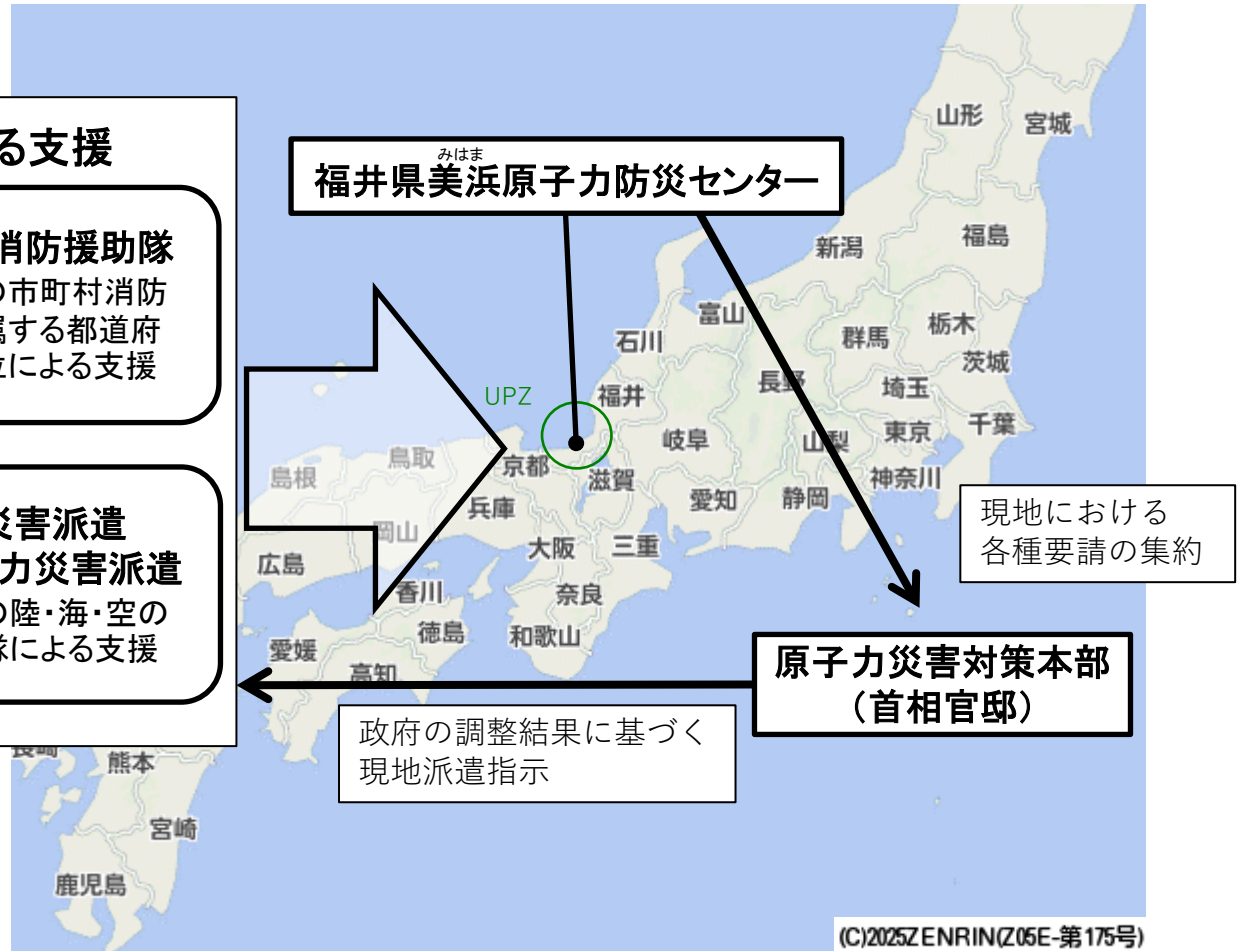
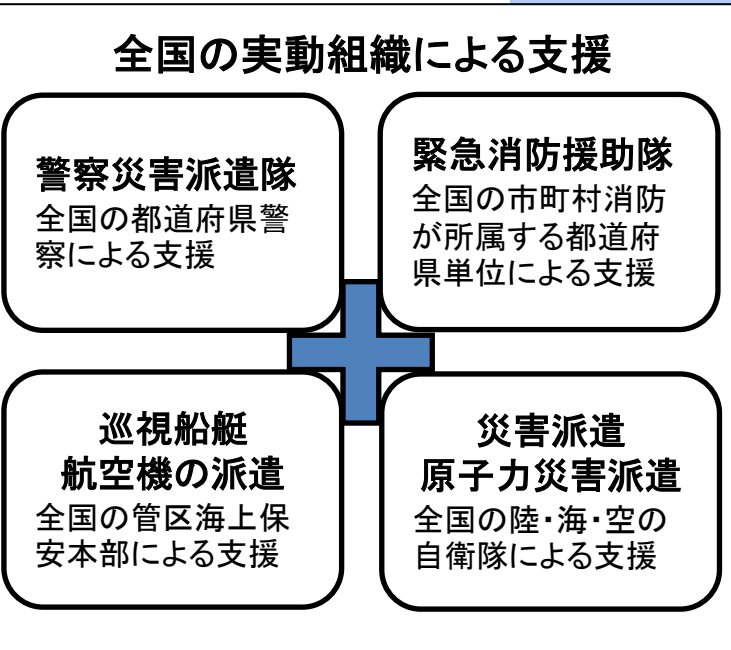
▶ 不測の事態の場合は、福井県、滋賀県、岐阜県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



※美浜地域関係県、関係市町の地域防災計画を元に作成。

# 実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、関係県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)による支援を実施。

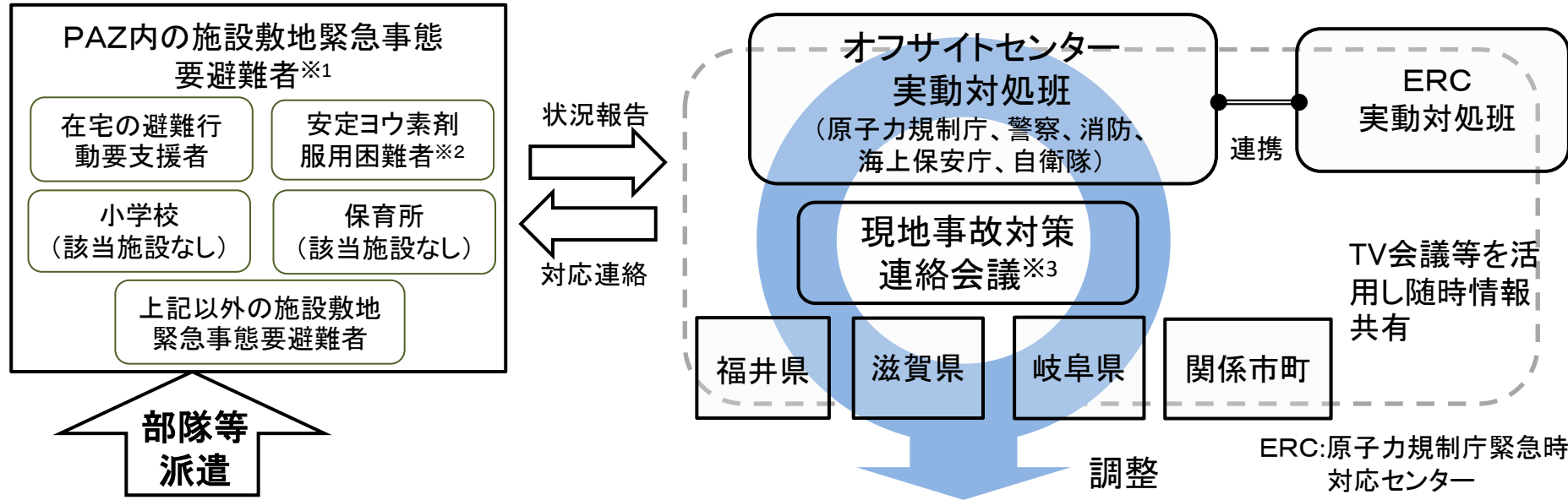


# 施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

➤ 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施。

⇒ 不測の事態における福井県、滋賀県、岐阜県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が連携のうえ、迅速な対応体制を構築。



**<警察>**  
 福井県警察  
 滋賀県警察  
 岐阜県警察  
 近畿管区警察局  
 中部管区警察局  
 等

**<消防>**  
 若狭消防組合  
 敦賀美方消防組合  
 その他関係市町管轄消防機関

**<海上保安庁>**  
 敦賀海上保安部  
 第八管区海上保安本部

**<自衛隊>**  
 陸上自衛隊中部方面總監部  
 海上自衛隊地方總監部  
 航空自衛隊航空総隊司令部  
 等

※1 全面緊急事態においては、PAZ内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等を対象。  
 ※2 安定ヨウ素剤の服用ができないと医師が判断したもので早期の避難等の防護措置が必要なもの。  
 ※3 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有。

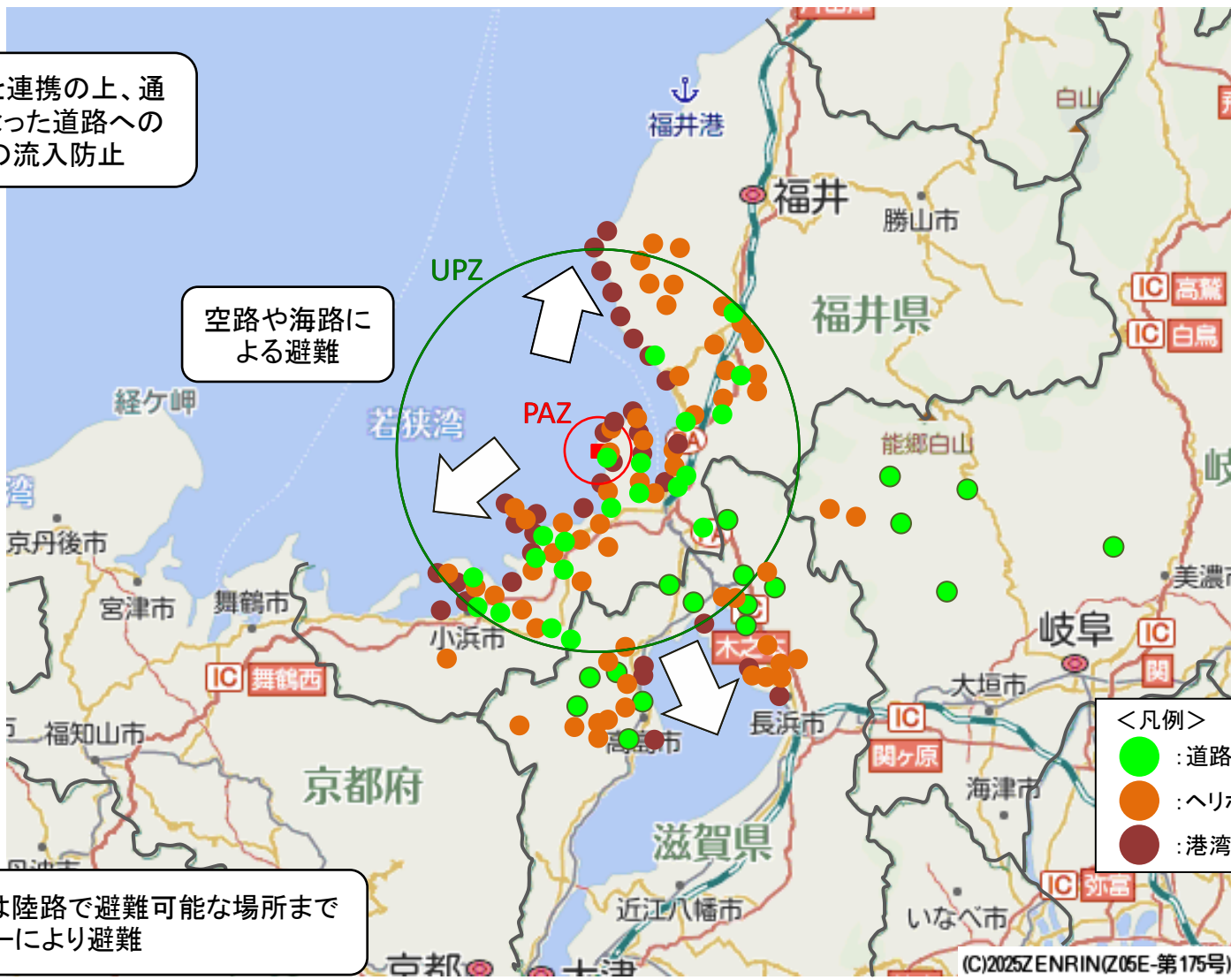
# 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

➤ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、関係県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

空路や海路による避難

避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難



- <凡例>
- : 道路情報板設置箇所
  - : ヘリポート適地等
  - : 港湾・漁港

# 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

➤ 福井県・滋賀県・岐阜県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

## 警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



## 消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



## 海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



## 防衛省・自衛隊

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

